

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和25年5月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年7月から25年4月までの期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月1日から25年10月まで
② 昭和26年1月から28年5月まで

申立期間①について、私は、B株式会社の工場敷地内にあったA株式会社に正社員として1日8時間勤務し、C作業をしていた。当時は12、13人の従業員がおり、工場長のD氏など上司及び複数の同僚の名前を記憶している。夏前に入社し正月を迎えた記憶があり、当時、A株式会社は設立間もなく景気も良かったので、厚生年金保険に加入していたはずであり、私の加入期間が昭和24年6月の1か月間ということはない。

申立期間②について、私は、A株式会社を退職後、B株式会社に臨時工として入社し、Eの仕事をするが多かったと記憶している。私は、F課に所属しており、上司及び複数の同僚の名前を記憶している。当時、自宅から通勤していたが、父の扶養となっていた記憶は無く、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所に保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る記録は二つ（健康保険番号：*及び*）確認することができる。このうち健康保険番号*の記録には、資格取得年月日欄及び資格喪失年月日欄が共に昭和24年7月1日と記載されているが、当該資格喪失年月日欄から健康保険番号*の記録の資格喪失年月日欄へ記録を転記した形跡が確認できる。そして、健康

保険番号が*番の記録については、当初、資格取得日が24年6月1日、資格喪失日が25年5月1日とされていたところ、資格喪失年月日欄の25年5月1日が二重線で取り消され、24年7月1日へ訂正されており、備考欄に「二重取得ニヨリ」と記載されていることが確認できる。

しかし、A株式会社における同僚のうち、同社において昭和25年2月1日に厚生年金保険の資格を取得しているG氏が申立人と共に勤務していたことを記憶していることから、申立人は厚生年金保険の資格喪失日である24年7月1日以降も同社において勤務していたことが推測され、当該処理については、資格喪失日が当初、25年5月1日とされていたところを事務処理上の誤りによって24年7月1日とされたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和25年5月1日であると認められる。

また、昭和24年7月から25年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人に係る24年6月の社会保険庁の記録から、3,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人はB株式会社において臨時工として勤務していたと申し立てているが、申立期間に係る就業規則等の関係資料は事業所に保管されていないことから、臨時工の厚生年金保険の加入に関する当時の取扱いを確認することができない。

また、同僚の一人は「当時、職場では臨時工、下請け及び協力会社の人も働いていて、いずれの人もB株式会社の人事記録に載せない取扱いであったはずである。」と証言している上、臨時工から正社員になった当時の同僚の厚生年金保険の加入記録によると、入社して数年後に資格取得しており、当時、臨時工は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことが推測される。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

二十歳になった当時私は大学生であったが、将来のことを考えて父親が A 市役所で国民年金の任意加入の手続をしてくれた。

申立期間の国民年金保険料については、A 市役所から年度ごとに納付書が送付されてきており、父親が B 銀行 C 支店で毎年一括納付していた。保険料額は 1 年分が約 10 万円であり、申立期間に約 50 万円以上納付している。

領収書等は残っていないが、申立期間が未加入期間で納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料に係る納付書について「毎年、A 市から送付されてきていた。」と証言しているが、申立人は、昭和 62 年 10 月 23 日に当時在学していた大学の所在地である D 市へ住民票を移動しており、その後の期間についても A 市から納付書が送付されていたとは認め難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月 3 日に D 市から払い出されており、A 市から別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の父親も「A 市から年金手帳は交付されなかった。」と証言していることから、申立期間において、A 市で納付したとする申立ては不自然である。

加えて、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料について「毎年、B銀行C支店で一括納付していた。」と証言しており、金融機関の窓口で納付していたにもかかわらず、毎年誤った事務処理が行われていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から同年 7 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

20 歳になった時、当時、母子家庭であり、母から将来のことを考えて国民年金に加入していたほうが良いと言われた。国民年金の加入手続は、A 町(現在は、B 市)の実家に来られた地区の世話役(女性)にお願いし、申立期間当時は毎月、国民年金保険料 100 円を同世話役に納付していたので納付記録に納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、実家のある A 町で国民年金に加入し、同保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人の戸籍の附票では、申立人は昭和 28 年に C 市(現在は、D 市)に住民票を異動させ、39 年に A 町に戻していることから、申立期間当時、A 町では国民年金に加入できず、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 5 月ごろ A 町から払い出されたと推測され、申立人保管の国民年金手帳には、初めて被保険者となった日は 38 年 4 月 1 日と記載されている上、C 市において、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しが無いこと、及び国民年金被保険者名簿に申立人の氏名が無いことが確認でき、申立人が申立期間

に同市で国民年金保険料を納付したことは考え難い。

加えて、申立人が主張するA町において、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 2 日から 61 年 3 月 31 日まで
私の有限会社Aにおける厚生年金保険の加入期間が昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 6 月 1 日までの 8 か月間となっているが、56 年 10 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで 5 年間勤務している。

申立期間当時は、夫の被扶養者でなく、国民健康保険及び国民年金の加入者でもなかった。

また、私が有限会社Aの経理と総務を担当しており、毎年社員全員の算定基礎の手続をしていた。

現在、有限会社Aは業務を行っておらず、関係書類は無いが、会社が厚生年金保険料を未納にしたことは無い。

有限会社AからB株式会社とC株式会社に派遣されていたこともあり、調べることは可能と思う。

この間の記録が無いことは絶対に有り得ないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立期間において申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 57 年 6 月 1 日に申立人に係る被保険者資格喪失届が提出され、同日に健康保険証も返却されていることが確認できる。

また、申立人の有限会社Aにおける雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 57 年 5 月 31 日に同社を離職しており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は「有限会社 A を退職後、失業保険はもらっていない。」と述べているが、雇用保険支給台帳によると、昭和 57 年 7 月 9 日に求職申込みを行い、同月 16 日から同年 10 月 13 日まで基本手当を受給したことが確認できる上、申立期間において雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 357 (事案 135 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年ごろから25年1月31日まで
② 昭和26年6月22日から43年ごろまで

私は、A株式会社において昭和21年ごろから43年ごろまで勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が25年2月1日から26年6月21日までの期間しか見つからなかった。

当初の判断後、A株式会社を退職した昭和43年ごろに同社の労働組合からもらった「昭和42年10月」と日付が記載されている当該組合の設立20周年の記念品が見つかり、新たに当時の同僚の証言も得られることとなったので、申立期間について同社における厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務したとするA株式会社の各事業所のうち、同社B支店を除く事業所について適用事業所であった記録は確認できないこと、申立人は同僚の氏名を覚えておらず証言を得ることが難しい状況である上、同社に勤務していた複数の者から聴取しても申立人の勤務状況が確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間にA株式会社において勤務していたことを示す資料として、新たに同社の労働組合からもらったとする記念品の写真を提出し、それには「昭和42年10月」との日付の記載があるが、同社は当該労働組合には申立人に関する資料は保管されておらず、当該記念品の配布対象者等についても不明であるとしており、ほかに当該労働組合の関

係者の証言も得られないことから、当該資料から申立人が申立期間において同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは推認できない。

また、申立人の同僚は、申立人がA株式会社において勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間、勤務形態等に関する記憶は曖昧であるため、申立期間の勤務を推認することはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 18 日から 6 年 2 月 28 日まで
私は当時、土木施工管理技士であり、株式会社Aで現場監督として約 6 か月間勤務した。
社会保険加入を入社の条件としており、厚生年金保険の加入記録が無いことはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、株式会社Aに勤務していたことは確認できるものの、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 8 年 1 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、平成元年 1 月 19 日に株式会社Aの役員に就任した 4 人のうち、代表取締役、その妻である取締役及び監査役の 3 人は、8 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、元年 1 月から 7 年 12 月までの期間について、代表取締役及びその妻は国民年金保険料を納付し、監査役は国民年金保険料の免除申請をしていることから、申立期間について別の事業所名で厚生年金保険が適用されていたとは考え難い。

さらに、株式会社Aは平成 9 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に倒産しており、元事業主等の所在も不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び証言を得られない。

加えて、申立人は「自分以外に 4 人の従業員がいた。」と述べているが同僚の名前を記憶しておらず、ほかに申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言を得られる者がいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。